

## 社会福祉法人深谷福祉会役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規定は、深谷福祉会の役員及び評議員の報酬及び実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬の額)

第3条 役員が理事会又は評議員会及び評議員が評議員会へ出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 交通費の実費弁償費は支給しない。ただし、理事長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(支給期間)

第3条 役員報酬は、その選任された月分から任期満了、退職の月まで支給する。

(支給日)

第4条 役員報酬は、当月の25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たる場合は、その前日に支給する。

2 理事会開催時の役員報酬については当日支給を原則とする。

3 役員の実務に対する報酬を当月に支給する。

(職員が役員を兼務した場合の報酬)

第5条 職員が役員を兼任する間は、役員報酬を支給しない。

(委任)

第6条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 役員報酬額

評議員・理事・監事	1回 6,000円	評議員会、理事会参加
	継続的に実務を提供する役員80,000円以下とする。	*継続的な運営・経營業務 *週1回3時間程度の勤務条件とする。

別表2 役員費用弁償

理事・監事	研修等の参加時の費用弁償については実費を支給する 詳細については社会福祉法人深谷福祉会旅費規程を準用する
-------	---